鎮西学院高等学校　学則

学校法人　鎮西学院

鎮 西 学 院 高 等 学 校 学 則

第　１　章　　総　　則

（目　的）

第１条　本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、中学校における教育の基盤の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

（名　称）

第２条　本校は、鎮西学院高等学校という。

（位　置）

第３条　本校の位置を諫早市西栄田町１２１２番地１に置く。

※2012.10.11 改正

第　２　章　　課程の組織および収容定員

（課　程）

第４条　本校の課程および収容定員は、次のとおりとする。

全 日 制 課 程

普　　通　　科	７８０名	（男女）
商　　業　　科	１２０名	（男女）
全日制課程　　計	９００名	（男女）

※2020.4.1 施行

第　３　章　　修業年限、学年、学期および休業日等

（修業年限）

第５条　本校の修業年限は、次のとおりとする。

全 日 制 課 程　　３年

ただし、学校長が必要と認める場合は、相当なる期間を定めて変更することが出来る。

※2018.10.29 改正

（学　年）

第６条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

ただし、学校長が必要と認める場合は、変更することが出来る。

※2018.10.29 改正

（学　期）

第７条　学年を分けて、次の３学期とする。

第１学期　　４月　１日から　８月３１日まで

第２学期　　９月　１日から１２月３１日まで

第３学期　　１月　１日から　３月３１日まで

２　教育上必要があるとき、前項の規定にかかわらず、校長は学期の始期および終期を変更することができる。

※2013.12.1 改正　第 2 項付加

（休業日、臨時授業および臨時休業）

第８条　休業日は、次のとおりとする。

（１）　日曜日および土曜日

（２）　国民の祝日

（３）　夏季休業　　７月２１日から　８月３１日まで

（４）　冬季休業　　１２月２５日から翌年１月７日まで

（５）　学年末休業　　３月２１日から　３月３１日まで

（６）　学年始休業　　４月　１日から　４月　７日まで

（７）　創立記念日　　１０月２３日

※2020.4.1 施行

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行なうことがある。

３　非常変災その他急迫の事情があるときもしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行なわないことがある。

４　教育上必要があるとき、第１項の規程にかかわらず、校長は休業日の始期および終期を変更することができる。

※2013.12.1 改正　第 4 項付加

第　４　章　　入学、退学、転学および休学等

（入学資格）

第９条　本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）　中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者。

（２）　外国において学校教育における９年の課程を修了した者。

（３）　文部科学大臣の指定した者。

（４）　本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

（転入学および編入学資格）

第１０条　第２学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

２　第２学年以上に編入学することができる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

※2009.4.1 改正　第９条　第 10 条

（入学許可）

第１１条　入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

（出願手続）

第１２条　入学を希望する者は、入学願書等の書類に受験料をそえ、願い出なければならない。

（入学手続）

第１３条　入学の許可を受けた者は、すみやかに誓約書、家族調査書に入学金を添えて提出しなければならない。

２　前項に定める手続きが所定の期日までに行なわれないときは、入学の許可を取り消すことがある。

（転　学）

第１４条　他の高等学校から本校に転学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することがある。

２　生徒が他の高等学校へ転学しようとするとき保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（退　学）

第１５条　生徒が退学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

（欠席、休学）

第１６条　生徒が病気その他、やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し届け出なければならない。

２　生徒が病気その他、やむを得ない理由により３ヶ月以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ休学を願い出て許可を受けなければならない。

（復　学）
第１７条　前条第２項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。
（出席停止）
第１８条　生徒が伝染病にかかり、またはその恐れがあるとき、その他必要があると認めたときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

（忌　引）
第１９条　生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

（身上事項の異動の届出）
第２０条　生徒および保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第　５　章　　教育課程、学年の課程修了の認定および卒業等

（教育課程）
第２１条　本校の教育課程は､教科ならびに特別教育活動および学校行事等により編成し、その教科、科目および単位数は別に定める。

（授業日時数）
第２２条　各学年の授業日時数は、別に定める。

（学習の評価）
第２３条　生徒の学習評価については、学習指導要領に示されている各教科・科目等の目標を基準とし、別に定める。

（課程修了の認定）
第２４条　各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し学年末において認定する。

（卒　業）
第２５条　前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、

卒業証書を授与する。

※2009.4.1 改正　第 18 条削除　第 21 条改正　第 22 条第 23 条新設

（原級留置）

第２６条　生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

第　6　章　　外国人留学生

（外国人留学生）

第２７条　外国人で入学を希望するものがあるときは、選考の上、外国人留学生として入学許可することがある。

（入学、単位認定並びに卒業）

第２８条　入学、単位認定並びに卒業については、第４章、第５章に準拠して校長が行なうものとする。

第　7　章　　職　員　組　織

（教員組織）

第２９条　本校に次の職員を置く。

（１）　校　　長
（２）　教　　頭
（３）　教　　諭
（４）　助 教 諭
（５）　講　　師
（６）　養護教諭
（７）　司書教諭
（８）　助　　手
（９）　事務職員
（10）　寮務・寮生活指導員
（11）　用務・施設職員
（12）　運行・施設職員
（13）　学 校 医
（14）　学校歯科医
（15）学校薬剤師
（16）その他必要な職員

２　校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

３　教頭は、校長を助け校務を整理する。

４　職員の校務分掌は、校長が別に定める。

５　校長が必要と認めた場合には、副校長を置くことができる。

第　８　章　　授業料、入学金および受験料

（授業料、入学金および受験料）

第３０条　本校の授業料、入学金および受験料は、次のとおりとする。

区　　分		全日制課程
授　業　料（年額）		３９６，０００円
（月額）		３３，０００円
教育充実費（年額）		１２２，４００円
（月額）		１０，２００円
進路活動費	１年生（年額）	３，６００円
	（月額）	３００円
	２年生（年額）	４，８００円
	（月額）	４００円
	３年生（年額）	７，２００円
	（月額）	６００円
ＩＣＴ諸費（年額）		３６，０００円
（月額）		３，０００円
入　学　金		１３３，０００円
受　験　料		１２，０００円

※2022.12.16　加筆修正

２　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

３　生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

４　すでに納入した授業料、入学金および受験料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

５　一定の要件を備えるものについては、授業料を軽減する。
　なお、要件および軽減額については、別に定める。

（校納金の延納および滞納）

第３１条　校納金を延納する場合は、保護者より担当を通じて延納願を提出し、事情やむを得ないと認められた場合は延納を認める。

２　延納期限後なお未納の場合は、登校停止および卒業延期又は退学を命じることがある。
３　所定の手続きもなく、３ヶ月以上滞納し、その後も納入の見込みがないときは、登校停止および卒業延期、又は退学を命じることがある。

（奨学金）
第３２条　次の各号の一に該当する者については、奨学生として奨学金を給付する。なお、奨学生について必要な事項は別に定める。
(1)学力において特に優秀な者で、健康、性行とも良好である者が学力奨学生として入学を許可された者
(2)部活動において技能及び学力が特に優秀な者で、健康、性行とも良好である者が部活動奨学生として入学を許可された者
(3)推薦試験において入学を許可された者
(4)日本キリスト教団所属の牧師子弟子女
(5)保護者が離島等本校で定めた地区（遠隔地）に居住し、本校寮に入寮した者
(6)１人以上の弟妹が在学する者

※2011.4.1 施行

第　9　章　　保　証　人

（保証人）
第３３条　保証人は、保護者を除く次の者とする。
（１）　別生計の兄弟・縁故のある者
（２）　成年者で独立の生計を営む者
※　学校所在地、又は近隣地域に居住する者が望ましい。
２　保証人は、保護者の力が及ばない場合、保護者同様生徒の身上に関し責任を負うものとし、学校の教育活動に協力しなければならない。
３　保証人を変更する場合、すみやかに届け出なければならない。

第　１０　章　　賞　罰

（褒　賞）
第３４条　生徒がその成績、性行ともすぐれ他の模範となるときは、ほう賞することがある。
（懲　戒）
第３５条　生徒が学則、その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為があっ

たときは、懲戒処分を行なう。

２　懲戒は訓告、停学および退学とする。

３　前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行なうものとする。

（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第　１１　章　　寄　宿　舎

（寄宿舎）

第３６条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎については別に定める。

第　１２　章　　雑　　則

第３７条　この学則の実施に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附　　則

この学則は、昭和４６年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和４６年１２月　１日から実施する。

この学則は、昭和４７年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和４８年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和４９年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５０年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５１年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５２年１２月　１日から実施する。

この学則は、昭和５３年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５４年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５５年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５６年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５７年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５８年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和５９年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和６０年　４月　１日から実施する。

この学則は、昭和６１年　４月　１日から実施する。
この学則は、昭和６２年　４月　１日から実施する。
この学則は、昭和６３年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　元年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　２年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　３年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　４年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　５年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　６年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　７年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　８年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成　９年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１０年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１１年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１２年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１４年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１６年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１７年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１８年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成１９年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成２０年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成２１年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成２１年　１０月２０日から実施する。
この学則は、平成２３年　４月　１日から実施する。
この学則は、平成２４年　１０月１１日から実施する。
この学則は、平成２５年　１２月１日から実施する。
この学則は、平成３０年　４月１日から実施する。
改正後は第４条の規定に関らず、年度進行により平成３２年度に完成するものとする。
この学則は、平成３０年　１０月２９日から実施する。
この学則は、２０２０（令和２）年４月１日から実施する。
改正後は第４条の規定に関わらず、年度進行により２０２２年度に完成するものとする。
この学則は、２０２１（令和３）年４月１日から実施する。
この学則は、２０２１（令和３）年１０月２９日から実施する。